

宮古島市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない宮古島市の実現を目指して～



市花：ブーゲンビリア

令和4年3月
宮古島市

はじめに



わが国の自殺者数は平成10年に急増し3万人を超えました。その後も高い値で推移し続ける状況に対し、平成18年に「自殺対策基本法」制定、平成19年に「自殺総合対策大綱」が策定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は年々減少していきました。しかし、現在も全国の自殺者数は2万人を超え、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）も主要先進国の中で上位に位置しており、依然として深刻な状態にあります。

そのような中、更なる自殺対策の推進を目指して平成28年に自殺対策基本法が改正され、同法13条において、誰もが「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。また、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱においても自殺総合対策の基本方針が示されました。

2010年から2019年の自殺死亡率を見ると、全国は24.7から16.0に減少、沖縄県は26.8から16.6に減少していますが、宮古島市は16.4から14.7と減り幅が少なく、自殺者の年代を見ると働き盛り世代から定年後の世代まで幅広く自殺者が見られます。性別で比較すると、全国や沖縄県と同様に男性の自殺者が多く見られています。

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として取り組むために、市民一人一人をはじめ、保健・医療・福祉・就労・教育など様々な関係機関との協力体制を強化するとともに、行政においても、各種相談窓口の連携強化や広報・周知・学習の機会の拡充など、より効果的な自殺対策を推進することを目的に「宮古島市自殺対策行動計画」を策定しました。本計画を元に、誰も自殺に追い込まれることのない宮古島市の実現を目指していきます。

宮古島市長 座喜味一幸

目 次

はじめに

第1章 計画策定にあたって

<u>1 計画策定の背景</u>	1
<u>2 計画の基本方針</u>	2
<u>3 計画の位置づけ</u>	4
<u>4 計画の期間</u>	4
<u>5 計画の数値目標</u>	4

第2章 宮古島市における自殺の特徴

<u>1 全国との比較</u>	6
<u>2 宮古島市の自殺者の実態</u>	7
<u>3 優先されるべき対象群</u>	12

第3章 いのち支える自殺対策における取り組み

<u>1 いのち支える自殺対策における施策の構成</u>	13
<u>2 基本施策</u>	13
【1 地域におけるネットワークの強化】	13
【2 自殺対策を支える人材の育成】	14
【3 市民への啓発と周知】	15
【4 生きることの促進要因への支援】	15
【5 SOSの出し方に関する教育の支援】	17
<u>3 重点施策</u>	19
【1 高齢者の自殺対策の推進】	19
【2 生活困窮者の自殺対策】	21
【3 勤務問題に関連する自殺対策】	23
<u>4 生きる支援の関連施策</u>	24

第4章 自殺対策の推進体制

<u>1 自殺対策関係機関連絡会議</u>	33
<u>2 計画の進捗管理</u>	33

【資料】	34
------	----